

「特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令」  
について（概要）

I. 背景

特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「法」という。）は、平成30年7月27日に公布されたところ、法を施行するに当たり、法第9条第10項において、同条第1項の規定による区域整備計画の認定の申請は、基本方針の公表後の政令で定める期間内に行うこととされており、当該期間を定める必要がある。

II. 概要

法第9条第10項の政令で定める区域整備計画の認定の申請の期間は、令和3年10月1日から令和4年4月28日までとする。

III. スケジュール

閣議決定日：令和2年12月18日（金）

施行：公布の日